

書籍の出版に係る取扱等について

対象受検機関：大阪府立病院機構

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)														
<p>「小児緩和ケアガイド」（以下「当該書籍」という。）は、大阪府立母子保健総合医療センター（以下「母子医療センター」という。）の医師、薬剤師など17名の職員による大阪府立母子保健総合医療センターQOLサポートチーム（以下「QOLサポートチーム」という。）が編集した書籍であるが、その概要は以下のとおりである。</p> <p>1 書籍の執筆者、内容等</p> <table border="1" data-bbox="216 699 1347 1459"> <tr> <td>書籍の名称</td> <td>小児緩和ケアガイド</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td>株式会社 医学書院 代表取締役</td> </tr> <tr> <td>書籍の編集者</td> <td>書籍の奥付、表紙等に「編集 大阪府立母子保健総合医療センターQOLサポートチーム」と記載。</td> </tr> <tr> <td>書籍の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 小児にかかわる全ての医療者にお読みいただきたい1冊 小児専門病院による日本初の小児緩和ケアガイドブック 「緩和＝ターミナル」ではありません。痛みや苦しさを取り除き快適な療養生活をもたらす姿勢こそが、本書の原点です。ページを開けば小児の日常臨床にいかせるエッセンスがきらめいています。 コミュニケーションやプレパレーション、病状説明など小児医療全般にかかわる問題から、症状マネジメント、在宅ケアへの移行、臨死期の対応、医療者のメンタルヘルス対策まで幅広く解説しています。 付録 母子医療センターキャラクター モコニャンのフェイススケール／オピオイド力価換算表 </td> </tr> <tr> <td>出版日</td> <td>平成27年12月1日</td> </tr> <tr> <td>本体価格</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>第1刷部数</td> <td>2,000部</td> </tr> </table> <p>2 執筆料（印税）の取扱等</p> <p>出版社から支払われる執筆料は、本体価格3,800円の10%の売上印税方式で、前払いとして、第1刷部数2000部の30%相当の228,000円がQOLサポートチームの代表者名義の個人口座に振り込まれている。以後、6か月ごとに印税が支払われることになっており、年間収入見込額は400千円である。</p>	書籍の名称	小児緩和ケアガイド	発行者	株式会社 医学書院 代表取締役	書籍の編集者	書籍の奥付、表紙等に「編集 大阪府立母子保健総合医療センターQOLサポートチーム」と記載。	書籍の内容	<ul style="list-style-type: none"> 小児にかかわる全ての医療者にお読みいただきたい1冊 小児専門病院による日本初の小児緩和ケアガイドブック 「緩和＝ターミナル」ではありません。痛みや苦しさを取り除き快適な療養生活をもたらす姿勢こそが、本書の原点です。ページを開けば小児の日常臨床にいかせるエッセンスがきらめいています。 コミュニケーションやプレパレーション、病状説明など小児医療全般にかかわる問題から、症状マネジメント、在宅ケアへの移行、臨死期の対応、医療者のメンタルヘルス対策まで幅広く解説しています。 付録 母子医療センターキャラクター モコニャンのフェイススケール／オピオイド力価換算表 	出版日	平成27年12月1日	本体価格	3,800円	第1刷部数	2,000部	<p>母子医療センター及び病院機構では、当該書籍の著作権は、職員が機関決定によらず自発的に企画し、勤務時間外に執筆したことを理由に、QOLサポートチームに帰属するとしている。しかし、当該書籍は院内における業務ノウハウや実践等を踏まえて執筆されるとともに、編集者の表記の中に「大阪府立母子保健総合医療センター」の名称が用いられている。</p> <p>なお、母子医療センター職員が院内における業務ノウハウや実践等を踏まえて執筆した書籍には、機関決定により執筆し、著作権を母子医療センター及び病院機構に帰属させているものもある。</p> <p>病院機構が平成28年3月から同年7月にかけて実施した「会計規程に基づく経理処理を伴わない収入に関する調査」において、QOLサポートチーム代表者名義の個人口座は、病院運営と直接関係のない執筆料を共有で管理しているものと位置付けられている。しかし、当該書籍の執筆・出版に係る所定の手続きが、平成28年10月まで行われていなかった。</p> <p>母子医療センターは、当該書籍に係る著作権の帰属を確認せずに、ホームページで紹介していた。</p>	<p>病院機構職員により執筆される書籍が機関決定によるべきものか否かの判断基準や、著作権の帰属の考え方等について、病院機構として整理し、各センターに周知されたい。</p> <p>当該書籍については、上記の考え方を踏まえ、適切に対処されたい。</p> <p>また、病院機構職員全体の公私の区別に対する意識の高揚や、必要な手続の周知徹底に取り組まれたい。</p>
書籍の名称	小児緩和ケアガイド															
発行者	株式会社 医学書院 代表取締役															
書籍の編集者	書籍の奥付、表紙等に「編集 大阪府立母子保健総合医療センターQOLサポートチーム」と記載。															
書籍の内容	<ul style="list-style-type: none"> 小児にかかわる全ての医療者にお読みいただきたい1冊 小児専門病院による日本初の小児緩和ケアガイドブック 「緩和＝ターミナル」ではありません。痛みや苦しさを取り除き快適な療養生活をもたらす姿勢こそが、本書の原点です。ページを開けば小児の日常臨床にいかせるエッセンスがきらめいています。 コミュニケーションやプレパレーション、病状説明など小児医療全般にかかわる問題から、症状マネジメント、在宅ケアへの移行、臨死期の対応、医療者のメンタルヘルス対策まで幅広く解説しています。 付録 母子医療センターキャラクター モコニャンのフェイススケール／オピオイド力価換算表 															
出版日	平成27年12月1日															
本体価格	3,800円															
第1刷部数	2,000部															

3 当該書籍の執筆に係る承認等

(1) 職員が自発的に勤務時間外に書籍を執筆し、出版するときは、職員は、就業規則等の規定に基づき、事前に母子医療センター及び大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）から、書籍の執筆に関する承認並びに営利企業等への従事制限許可を得る必要がある。

しかしながら、当該事務手続は、書籍が出版された平成27年12月1日時点では行われておらず、事後的に関係書類が整えられ、手続が完了したのは、平成28年11月9日付となっている。

(経過)

執筆期間	平成26年12月から平成27年11月までの1年間
発行者からの執筆依頼	平成28年10月25日付
QOLサポートチーム代表者の営利企業従事制限許可申請書	平成28年10月26日付
病院機構理事長の執筆承認	平成28年11月9日付

(2) 母子医療センターは、当該書籍の紹介をホームページに掲載し、広報していた（掲載期間：平成28年4月19日から平成28年11月10日まで）。

(参考)「会計規程に基づく経理処理を伴わない収入に関する調査」の概要

病院機構では、平成28年3月に、急性期・総合医療センターにおいて、本来であれば病院会計に収納すべき金銭を個人が管理し、不適切に費消していた事案が判明した。このため、経理処理を伴わない各診療科の収支の透明化と、同様の事案の再発防止に向け機構本部及び全センターを対象に「会計規程に基づく経理処理を伴わない収入に関する調査」を行い、調査結果を踏まえた改善策を実施した。

1 調査対象

大阪府立病院機構会計規程に基づく正規の経理処理を伴わない収入について、センター職員が通帳・金員等を管理するもの、もしくは、通帳・金員等がセンター内に現存するもの。但し、職員が所定の手続きを行った上で受領した講師謝礼等は除く。

2 調査結果（平成28年7月28日公表）

(1) 病院運営・活動により収入され、本来は病院事業会計に計上すべき資金 4件
各センターの件数は次のとおりである。

	全体	急性期	呼吸器	精神	成人病	母子
I 病院運営・活動に係る資金	4	2	0	0	0	2

(2) その他の報告案件

上記以外に、次のとおり、外部研究資金や病院運営と直接関係のない資金がセンター内で管理されていた。

類 型	区 分	件数
II 外部研究資金	i 国の省庁等から研究に供するために交付された外部資金（科学研究費補助金 等）	0
	ii 財団など国以外の団体から研究に供するため交付された外部資金（公益財団法人からの研究資金 等）	80
III 病院運営と直接関係のないもの	i 職員が学会・研究会等の代表者や幹事、事務局として管理しているもの	34
	ii 医局・所属における共用経費、講演・執筆料等を共有で管理しているもの	144
	iii 精神医療センターにおいて患者から預かっているもの	4

※QOLサポートチーム代表者の個人口座は「III－ii」として区分されている。

措置の内容

- この度、地方独立行政法人大阪府立病院機構は、職員等が作成した著作物の取扱について、作成者としての権利を保障するとともに、著作物の作成及び利用を促進することを目的とした「地方独立行政法人大阪府立病院機構著作物取扱規程」（以下「本件規程」という。）を制定した（平成29年7月26日理事会議決）。
- 本件規程第2条第5項において、法人に著作権等が帰属する「職務著作物」の定義は、著作権法第15条第1項の趣旨に鑑み、「法人の発意に基づいて職員等が職務上作成する著作物であって、法人の著作の名義の下に公表するもの」と定めた。
- 「小児緩和ケアガイド」の作成に当たっては、法人の発意に基づいておらず職務著作物には当たらないことから、その著作権が法人に帰属しないものであることを改めて確認した。
- しかしながら、当該書籍の編集者の表記が法人によるものとの誤解を生じる恐れがあったことなどを踏まえて、本件規程の周知に当たり、その運用の理解を促すために「著作物規程に関するFAQ」を作成し、著者（編集者）名に関する質疑を設けるなど、公私の区別に関する意識の高揚を図るための取組を行った。
- さらには、当該FAQにおいて、印税収入が発生する場合の手續に関する質疑を設けるなど、付随する手續についても周知を図り、本件規程に則した適切な運用・手續が確保されるよう取り組んでいる。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年1月17日、事務局：平成28年11月7日から同年12月1日まで）